別紙様式第十三 根拠法規：外国為替に関する省令

 主務官庁：財　務　省

設置

拡張

対外直接投資に係る外国における支店等の　　 に係る資金の支払に関する許可申請書

財務大臣殿

（日本銀行経由） 申請年月日

申請者：

氏名又は名称及び
代表者の氏名

住所又は所在地

 担当者

職業又は業種　　　　　　 電　話

下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 許可を受ける義務が課された法律上の根拠（該当する条項すべてに○） |  | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号） 第21条第1項 |
|  |  同　　　　　　法 第21条第2項 |
|  |  同　　　　　　法 第22条第1項 |
| ２　支店等の概要 | (1)支店等の名称 |  | 設置年月日 |  |
| (2)所在地 |  |
| (3)事業内容 |  |
| ３　金額 |  |
| ４　支払の時期 |  |
| ５　取引を行おうとす　る理由 |  |
| ６　その他の事項 |  |

上記申請は、

記名押印

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日 |  |
| 許可番号 |  |
| 許可の有効期間 |  |

（日本産業規格Ａ４）（裏面）

（記入要領）

１　本申請書は、対外直接投資に係る外国における支店等の設置又は拡張の別に記入すること。この場合において、設置にあつては様式中「拡張」の字句を、拡張にあつては様式中「設置」の字句を消すこと。

２　「１　許可を受ける義務が課された法律上の根拠」欄には、許可を受ける義務が課された対外直接投資に係る外国における支店、工場その他の事業所の設置又は拡張に係る資金の支払（以下、資本取引という。）の根拠規定として該当する条項に○印を付すこと。

　　なお、二以上の規定に基づき許可を受ける義務が課された資本取引について許可の申請を行う場合には、該当する条項すべてに○印を付すこと。

３　「２　支店等の概要」欄中、「(1)　支店等の名称」欄には外国における支店、工場その他の事業所について記入し、「(2)　所在地」欄には国又は地域名も記入し、「(3)　事業内容」欄には主要事業内容を具体的に記入すること。

４　「３　金額」欄には、実際の取引通貨をもつて記入すること。

５　「５　取引を行おうとする理由」欄は次の例にならつて記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。（例：○○国○○地区で○○を販売するため、○○市に支店を開設するもの。）

６　「６　その他の事項」欄には、投資先の業種が外国為替に関する省令第21条に規定する業種である場合は、投資先の事業計画として、①設備完成（予定）年月、②操業開始（予定）年月又は生産開始（予定）年月、③生産能力、④設置後３年間の年間販売計画として、商品名、並びに商品名ごとの販売先及び販売数量又は金額（国内・輸出の別。なお輸出にあつては輸出先国別。）を記入すること。

また、外国為替及び外国貿易法第22条第１項の規定に基づき許可を受ける義務が課された資本取引に係る許可の申請を行う場合には、当該資本取引を指定した通知の番号及び通知年月日を記入すること。

７　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

８　本申請書は、日本語により作成すること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日 | 金　　　　額 | 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄 |
|  |  |  |

１.手続概要

「対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る

資金の支払に関する許可申請書」の記入の手引

外為法第21条第1項または第2項の規定に基づき、許可義務が課された対外直接投資について、財務大臣の許可を取得するための手続です。

現在、許可義務が課されている対外直接投資については、財務省ホームページhttps://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/gaitame\_kawase/gaitame/economic\_sanctions/index.htm (経済制裁措置及び許可手続)をご参照下さい。

２.提出の時期

支払をしようとする日前

３.提出書類および提出部数

「対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る資金の支払に関する許可申請書」・・・・３通

※　取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

４.許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた対外直接投資の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（３通）を原許可証を添付して提出して下さい。

**留意事項**

１．記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、 Eﾒｰﾙ post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。

２．許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。

３. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。

４．許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。

〒103-8660　東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

５．審査結果については、財務省よりお知らせします。

財務省国際局調査課外国為替室

TEL　03-3581-4111